

## 秘密保持契約を考える



バーンズ&ソーンバーグ法律事務所  
弁護士  
日系企業統括パートナー  
山本 真理

ビジネスにおいて「情報」は競争力の源泉となるが、取り扱いを誤るとその価値は毀損しやすい。有体物と異なり、無体物である情報は一度流出してしまうと排他的支配が困難だからである。ビジネスの様々なフェーズにおいて、自社の重要情報を他社に開示する必要が生じるが、その際、秘密保持に万全を期さなければならないことは言うまでもない。例えば、自社開発の新技術を協業先に開示する際に秘密保持の手当てを怠れば、技術の流出、模倣、更には第三者による（当該技術についての）特許出願といった悲劇的な状況を招きかねない。

昨今興隆してきているIoT、AI技術を用いたビジネスにおいても秘密保持の重要性は強調されており、自社の貴重なデータの保護のための措置は欠かせない。また、欧州、日本、米国50州において、様々な情報保護に関する立法や規制制定が劇的に加速してきていることは、注目に値する。

米国でのビジネスにおいて、日常的に締結されているNon-Disclosure Agreement (NDA)、Confidentiality Agreement、Secrecy Agreementといった契約は、秘密情報を保護するための契約であり、決して目新しいものではないが、その重要性はますます高まっていると言っても過言ではない。本稿では、改めて、秘密保持契約についてポイントを解説したい。

秘密保持に関する契約は、種々の名称で呼ばれることがあるが、本稿では混乱を避けるため「秘密保持契約」で統一し、また、秘密保持義務の対象は「秘密情報」で表すこととする。

### 1. 秘密保持契約の重要要素

以下では、主に開示者の視座で秘密保持契約の要素を概説する。開示者として秘密情報の保護のために必要なことを考えると、理解しやすいからである。

#### Confidential Information (秘密情報)

秘密保持契約において、秘密として保持すべき対象をConfidential Information (秘密情報)として定義する。定義語はInformationやProprietary Information等でも構わない。重要なことは、何を秘密保持義務の対象として定義するかである。

一般には、開示する情報のうち秘密情報とするものを、開示期間、開示方法、開示内容等で明確に規定する。また、秘密情報は、開示者の開示情報に限る必要はなく、その案件の個別事情から秘密とすることが適当であるものを含めるべきである。当該案件における検討結果（例えば、新技

術についての評価結果）は、開示者が直接開示した情報ではないとしても、秘密として保護すべきであれば、秘密の対象とすればよい。更に、fact（例えば、そのプロジェクトの存在自体、両当事者がその案件のために秘密保持契約を締結している事実自体）も秘密情報となり得る。

#### Confidentiality Obligation (秘密保持義務)/ Limited-Use Obligation (目的外使用禁止義務)

Confidentiality Obligation (秘密保持義務)は、文字通り秘密を守る義務であり、秘密情報の第三者への開示、漏洩をしない義務である。

受領者のAffiliates (関係会社)は、ここでいう「第三者」に該当する。そのため、受領者のAffiliatesも秘密情報にアクセスする必要がある場合は、実務的には、Affiliatesの定義を明確にし、受領者が負うのと同等の義務を遵守させることを条件に、

#### Barnes & Thornburg LLP

米国で事業展開する日系企業とその親会社に対して様々な法務サービスを提供する総合法律事務所です。日常の法務のみならず社内教育などの法務ソリューションも提供しています。

以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

One North Wacker Dr., Suite 4400  
Chicago, IL 60606  
Website: [www.btllaw.com](http://www.btllaw.com)

日系企業グループパートナー弁護士

山本 真理

Tel: 312-214-8335

Email: [mari.yamamoto@btllaw.com](mailto:mari.yamamoto@btllaw.com)

受領者がAffiliatesに秘密情報を開示できる旨を定める。

Limited-Use Obligation 又は Non-Use Obligation (目的外使用禁止義務) は、秘密情報の使用目的を限定し、それ以外での使用を禁じる義務である。

秘密保持義務と目的外使用禁止義務は、効果が異なることに注意が必要だ。秘密保持義務のみ規定され、目的外使用義務が規定されていないければ、秘密情報について、第三者に開示、漏洩することは禁じられているが、使用目的は限定されておらず、想定されていた目的以外での使用が妨げられていないことになる。通常、秘密情報の開示者としては、秘密情報が特定目的以外に流用されることを避けたいであろうから、秘密保持義務に加え、その案件に適切な「目的」を設定したうえで、目的外使用禁止義務も忘れずに規定しなければならない。

### Exceptions (除外規定)

文言上は秘密情報に該当するとしても、秘密保持義務の対象から除外することが合理的なものもある。例えば、公知のもの、受領者が既に保有していたもの等である。これらについては、秘密情報自体から除外するか、秘密保持義務が免除される旨を規定する。

### Samples (秘密サンプルの取り扱い)

例えば、研究開発段階の製品サンプルは、秘密性が高い。秘密のサンプルを他社に提供する必要があるれば、秘密情報としての取り扱いに加えてサンプル特有の取り扱いを規定することがある。規定の内容は当事者が属する分野やそのサンプルの特性により様々であり、具体的には、電機・機械の分野のサンプルについては、分解禁止、リバース・エンジニアリング禁止の義務が規定され、化学の分野のサンプルにつ

いては、その物質についての化学組成分析禁止の義務が規定されることが多い。要は、秘密性のある有体物について、その特徴に応じて必要な取り扱いを定めるのである。

その案件において秘密サンプルの授受がなければ、サンプルの規定は必要はない。

### Confidentiality Term (秘密保持義務の存続期間)

秘密保持義務は、秘密情報の価値がなくなるまで (陳腐化するまで) 存続させる必要がある。そのため、契約において秘密保持義務の存続期間を明確にしておくことが重要である。存続期間は一律に決まるわけではなく、秘密情報の内容、性質に応じて考えなければならない。

技術情報に関する秘密保持契約で考えると、IT業界等のいわゆる「足が速い」分野では次から次へと新しい技術が登場するため、秘密情報としての技術の鮮度はすぐに失われやすい。そのため、秘密保持の期間は比較的短く、3年程度で十分であることも多い (中には1年経過すれば完全に新技術に置き換わってしまうため、技術の価値がまったくなくなってしまうというケースもある)。一方、素材産業における製造方法に関する情報等、技術をノウハウとして長く秘匿しておくことで競争力を維持しているような場合、その「秘伝」の情報についての秘密保持義務は、10年、20年単位の長期間に亘るものにすべきこともある。

### 2. 片務契約と双務契約

秘密保持契約には、一方当事者のみが秘密情報の取り扱いについて義務を負う片務型 (片方向) の契約と、両当事者が義務を負う双務型 (双方向) の契約がある。片務型とするか双務型とするかは、案件毎に判断される。相互に秘密情報の開示を行う

案件であれば双務型の契約を選択し、自社のみが秘密情報の開示を行う案件 (相手方から秘密情報を受領する必要のない案件) であれば相手方のみが義務を負う片務型の契約とすることが妥当であろう。

自社の秘密情報を他社に開示する際には、情報の保護に十分な秘密保持契約を締結することが必要だ。翻って、自社が他社より秘密情報を受領する場合は、義務を課される立場となるが、過度な内容の秘密保持契約を締結すると、自社のビジネスの足枷となりかねない。受領者の立場で考えると、不要な義務は負うべきではないし、また、義務を負う必要がある場合も、その範囲及び程度は必要最低限にとどめるべきである。

それぞれの案件において、自社の立場、対象となる秘密情報の内容及び性質を確認し、適切な秘密保持契約の条件を慎重に検討することが重要である。

### 3. おわりに

ビジネスでは、常にスピードが求められる。秘密保持契約の締結に手間取り、機会を逸しては本末転倒だ。だからといって、秘密保持契約を安易に捉えてはならない。経営の立場としては、情報が自社の貴重な経営資源であることを認識し、その保護の重要性を社内に浸透させることが必要だ。そのため、営業サイドがタイムリーな接触や情報交換を求めらる中でも、事前に秘密保持契約を締結することを会社の基本方針として徹底することも重要となる。

自社の秘密情報の保護に関しては、自社のビジネスや情報の特徴に応じた秘密保持契約の雛型を予め準備しておき、適宜それをカスタマイズして活用していくことも一案である。迅速な対応と適切な秘密保持の両立が、ビジネスの成功の鍵となる。